一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県
二　地域再生計画の名称　第2のふるさと・いばらきプロジェクト推進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　茨城県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県及び土浦市並びに茨城県稲敷郡阿見町
二　地域再生計画の名称　水郷筑波・サイクリングによるまちづくりプロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　土浦市、石岡市、つくば市、鹿嶋市、潮来市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市及び小美玉市並びに茨城県稲敷郡美浦村及び阿見町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県、結城市、笠間市及び桜川市
二　地域再生計画の名称　いばらき伝統的工芸品産業イノベーション推進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　結城市、笠間市及び桜川市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百五十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県、龍ケ崎市、牛久市及び稲敷市並びに茨城県稲敷郡美浦村及び阿見町
二　地域再生計画の名称　茨城版　持続可能な地域づくり～「広域公共交通ネットワーク」プラス「小さな拠点」
三　地域再生計画の区域の範囲　龍ケ崎市、牛久市及び稲敷市並びに茨城県稲敷郡美浦村及び阿見町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百六十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県及び茨城県猿島郡境町
二　地域再生計画の名称　ＤＭＯ観光地域づくり推進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　茨城県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百六十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　水戸市
二　地域再生計画の名称　まちなかブランディング「粋な水戸っぽまちづくり」プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　水戸市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百六十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　日立市
二　地域再生計画の名称　ものづくり都市「日立市」中小企業活性化・人材確保計画
三　地域再生計画の区域の範囲　日立市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百六十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　日立市
二　地域再生計画の名称　ひたちＢＲＴによるコンパクトシティ形成計画
三　地域再生計画の区域の範囲　日立市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百六十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　結城市
二　地域再生計画の名称　ＩＴ化推進による若者起業支援プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　結城市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第百六十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　常陸太田市
二　地域再生計画の名称　自然を活かした「フォレストリゾート」推進による地域活性化計画